



# 身体的拘束適正化指針

株式会社明日葉

# 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

## 理念

### (1) 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束はご利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。株式会社明日葉は、利用者一人一人の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるよう的基本的な仕組みを作り、事業所を運営し、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

### (2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いす、いす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（ガードレール）で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、T字型抑制帯や腰ベル車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣おむつ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等をひもで縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意志で開くことのできない居室に隔離する

### (3) 目指すべき目標

3要件のすべてに該当すると委員会に置いて判断された場合、本人、家族への説明を経て拘束を実施する場合もあるが、その場合もご利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の介助に向けて取り組む。

## 方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くように努める。

① 利用者の理解と基本的なケアの事情により身体的拘束を除くように努める。

利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くために対策を実施する。

② 責任ある立場の従業員が率先して施設全体の資質向上に努める。

管理者、サービス管理責任者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識、技能の水準が向上する仕組みを作る。特に発達障害による行動心理症状について施設全体で習熟に努める。

③ 身体的拘束適正のために利用者、利用者の家族と話し合う。

家族、利用者にとってより居心地のいい環境、ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

## 身体的拘束適正化委員会の設置及び開催

次の取組を継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持、強化する。

### (1) 身体的拘束適正化委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討する。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含む。委員会は3月に1度以上の頻度で開催する。

## (2) 委員会の構成

委員長 生活支援員

メンバー 生活支援員

## (3) 委員の役割

委員長 統括管理・統括責任者

副委員長（書記） 家族等との連絡調整、記録、相談員との連携、個別支援計画の整備、意向の確認等、利用者・家族との意見調整、医師との連携、医療機関との連携、利用者・家族への説明

常勤生活支援員 支援の工夫、記録とその活用

## (4) 委員会検討の内容

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件の再確認
- ③ 3要件の再確認要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の介助に向けて検討する。
- ④ 身体的拘束が必要と判断した場合は、3要件の該当状況、代替案について検討します。
- ⑤ 身体的拘束が必要と判断した場合は、医師・家族との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し
- ⑦ 今後の予定
- ⑧ 議論まとめ

## (5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成、説明、保管するほか、委員会の結果について生活支援員、その他の従業者に周知徹底する。

## 身体的拘束適正化のための研修

身体的拘束適正化のための生活支援員、看護師、その他の従業者について、職員採用の他、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施する。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（概要）を記載した記録を作成する。

## 3要件の確認

### (1) 3要件の確認

切迫性 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性 身体拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと

一時性 身体的拘束が一時的なものであること

### (2) 要件合致確認

利用者の態様に踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施するが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で適正に検討し解除に向けて取り組む。

### (3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者、家族等へ説明し書面で確認を得る。

- ・拘束が必要となる理由（個別状況）
- ・拘束の方法（場所、更衣、部位、内容）
- ・拘束の時間帯及び時間

- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定（特に解除の予定が必要）

## **身体的拘束等に関する記録**

緊急やむを得ない理由から、身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況毎の動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束介助に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。

## **ご利用者等による本指針の閲覧**

本指針は全ての従業員が閲覧可能とするほか、利用者や利用者の家族も閲覧できるよう施設内の掲示やホームページでの公開を行う。

令和 3 年 4 月 1 日 作成

令和 4 年 4 月 1 日 見直し

令和 5 年 4 月 1 日 見直し

令和 6 年 4 月 1 日 見直し

令和 7 年 4 月 1 日 見直し